

介護支援専門員専門研修・更新研修(実務経験者対象)の 受講要件に関するQ&A

ここには、よくある質問を掲載しています。申込書類の掲載方法や掲載されていない事項については、研修実施団体へ直接お問合せください。

《目次》

1 概要

- Q 1 [専門研修課程Ⅰの受講対象者\(受講要件\)を教えてください。](#) … P2
- Q 2 [専門研修課程Ⅱの受講対象者\(受講要件\)を教えてください。](#) … P2
- Q 3 [更新研修\(実務経験者対象\)の受講対象者\(受講要件\)を教えてください。](#) … P2
- Q 4 [専門研修と更新研修\(実務経験者対象\)の違いは何ですか？](#) … P3
- Q 5 [オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？](#) … P3

2 受講要件の詳細

(1) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱにおける受講要件①について

- Q 1 [「現に介護支援専門員として実務に従事している者」とは何ですか？](#) … P4

(2) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱにおける受講要件② 更新研修(実務経験者対象)における受講要件① } について

- Q 1 [「概ね1年」前であれば、専門研修と更新研修のどちらを受講すべきですか？](#) … P4

(3) 専門研修課程Ⅱにおける受講要件③について

- Q 1 [過去に一度でも専門研修課程Ⅰを受講していれば、同研修の受講は免除されますか？](#) … P4
- Q 2 [専門研修課程Ⅰを修了する見込みがあれば、専門研修課程Ⅱを受講できますか？](#) … P5
- Q 3 [専門\(更新\)研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？](#) … P5

(4) 専門研修課程Ⅰにおける受講要件③ 専門研修課程Ⅱにおける受講要件④ 更新研修(実務経験者対象)における受講要件② } について

- Q 1 [「実務経験」とは何ですか？](#) … P5
- Q 2 [実務経験として算定できる期間はいつからですか？](#) … P5
- Q 3 [実務経験は継続した期間でなければいけませんか？](#) … P6
- Q 4 [地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員ではない職名で配置された期間は算定できますか？](#) … P6
- Q 5 [事例\(継続した3か月分の支援経過記録\)を提出できない場合、どうしたらいいですか？](#) … P6

付録 「こんなときは、受講できないことがあります！」

- 事例1 [提出した担当事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報に記載されている。](#) … P7
- 事例2 [申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。](#) … P7
- 事例3 [他者が作成したものを事例として提出している。](#) … P7

まずは、以下のフローチャートで、ご自身が主任介護支援専門員更新研修を受講できるか、確認してください。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>介護支援専門員の受講対象研修及び登録・証交付手続きフローチャート(PDF)



1 概要

Q 1 専門研修課程Ⅰの受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 1 受講対象者は、次の①から③までのすべての受講要件に該当する者になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している者。
- ② 研修開始時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある者。
- ③ 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が6か月以上ある者。

Q 2 専門研修課程Ⅱの受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 2 受講対象者は、次の①から④までのすべての受講要件に該当する者になります。

《受講要件》

- ① 研修申込時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している者。
- ② 研修開始時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある者。
- ③ 研修申込時点で、過去に専門研修課程Ⅰ又は更新研修（実務経験者対象）を修了している者。
- ④ 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が3年以上である者（ただし、事例を提出できない者（継続した3か月分の支援経過記録等を含むケアプランの写し等を提出できない者）は除く）。

※ 「事例を提出できない者（継続した3か月分の支援経過記録等を含むケアプラン等を提出できない者）」に該当する方は、[下記2（4）Q5](#)もあわせて参照してください。

Q 3 更新研修（実務経験者対象）の受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 3 受講対象者は、次の①及び②の両方の受講要件に該当する者になります。

《受講要件》

- ① 研修開始時点で、お持ちの介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内である者。
- ② 研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が1日以上ある者（ただし、事例を提出できない者（継続した3か月分の支援経過記録等を含むケアプラン等を提出できない者）は除く）。

※ 「事例を提出できない者（継続した3か月分の支援経過記録等を含むケアプラン等を提出できない者）」に該当する方は、[下記2（4）Q5](#)もあわせて参照してください。

Q 4 専門研修と更新研修（実務経験者対象）の違いは何ですか？

A 4 受講対象者が違います（受講対象者以外の点（研修内容、研修実施機関、申込方法、開催時期等）はすべて同じです）。

研修申込時点で現に介護支援専門員として実務に従事していない方は、専門研修を受講できません。よって、現に介護支援専門員として実務に従事していない方は、**お持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日の概ね1年前になったら更新研修を受講してください。**その際、**諸般の事情（研修日に仕事が入ってしまった等）により受講できなくなる場合に備え、研修日程を確認し、事前に日程調整したうえで受講してください。**

一方、研修申込時点で現に介護支援専門員として実務に従事している方は、上記1 Q 1 及びQ 2 の受講要件を満たしたら、**できる限り早めに専門研修を受講してください。****例年、諸般の事情（突然、入院や傷病の治療・療養が必要になった等）により急きょ受講できなくなるケースが発生していますので、受講できるうちに受講しておくことを推奨します。**

Q 5 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？

A 5 パソコン（**受講者1人につき1台必要です。**タブレット、スマートフォンは推奨しません。）、有線又は無線LANによるインターネット環境（LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。）、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

（厚生労働省「[都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き](#)」参照）

2 受講要件の詳細

(1) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱにおける受講要件①について

Q1 「現に介護支援専門員として実務に従事している者」とは何ですか？

A1 次の(ア)から(キ)のいずれかの事業所等において、自分でサービス計画書の作成業務を行っている者をいいます(平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照)。

(ア) 居宅介護支援事業所

(イ) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

(ウ) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

(エ) 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

(オ) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

(カ) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

(キ) 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

※ 短期入所生活介護(ショートステイ)は(ア)～(キ)のいずれにも該当しません。

※ 兼務の場合も含みます。

(2) 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱにおける受講要件② } 更新研修(実務経験者対象)における受講要件① } について

Q1 「概ね1年」前であれば、専門研修と更新研修のどちらを受講すべきですか？

A1 当該年度に実施される更新研修を受講しなければ、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間を更新することが不可能である場合は、更新研修になります。

反対に、翌年度以降に実施される更新研修を受講しても、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間を更新することが可能である場合は、専門研修になります。

なお、実務経験に係る受講要件を満たしていない場合は、いずれの研修も受講できません。また、現に介護支援専門員として勤務していない場合は、専門研修を受講できません。

受講要件を満たしている方が、更新研修と専門研修の区分を誤って申し込んだとしても、研修実施機関及び本県において区分を修正して受け付けます。

(3) 専門研修課程Ⅱにおける受講要件③について

Q1 過去に一度でも専門研修課程Ⅰを受講していれば、同研修の受講は免除されますか？

A1 実務経験者として介護支援専門員証を更新した方が、次回以降も続けて実務経験者として介護支援専門員証を更新する場合には、専門研修課程Ⅰ及び更新研修(実務経験者対象、専門研修課程Ⅰと同じ部分)の受講が免除されます。ただし、更新研修(実務未経験者対象)又は再研修を受講・修了したことがある方で、更新研修(実務未経験者対象)又は再研修の修了後に(ア)専門研修課程Ⅰ又は(イ)更新研修(実務経験者対象)のいずれも受講・修了したことがない方は、新たに(ア)又は(イ)を受講しなければなりません。

Q 2 専門研修課程Ⅰを修了する見込みがあれば、専門研修課程Ⅱを受講できますか？

A 2 修了見込みでは受講できません。専門研修課程Ⅱの申込時点までに、専門研修課程Ⅰ又は更新研修（実務経験者対象）のいずれかを修了してください。

なお、本県では同年度中にすべての専門研修（専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱの両方）を受講・修了することは、研修申込日程上できませんので、**計画的な受講に努めてください。**

Q 3 専門（更新）研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？

A 3 修了証書は再発行できませんので、絶対に紛失しないよう大切に保管してください。

- (4) 専門研修課程Ⅰにおける受講要件③
 - 専門研修課程Ⅱにおける受講要件④
 - 更新研修（実務経験者対象）における受講要件②
- } について

Q 1 「実務経験」とは何ですか？

A 1 介護支援専門員として、上記2(1)Q1に掲げる事業所等において自分でサービス計画書の作成業務を行った経験をいいます。よって、該当する事業所等において勤務していても、自分でサービス計画書の作成を行っていない方は、**実務未経験**になります（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）。

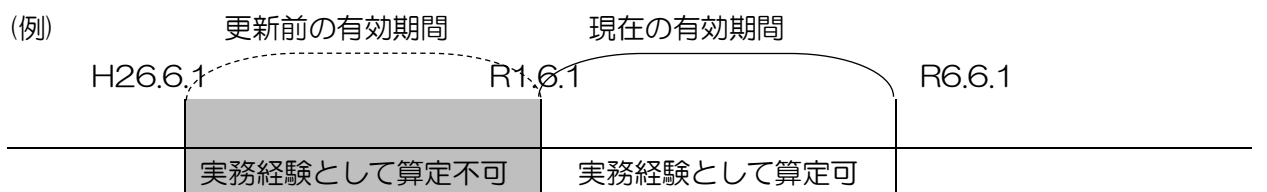
なお、**前任の介護支援専門員等、自分以外の他者が作成したサービス計画書に基づいてケアマネジメント業務を行っていた場合**は、自分でサービス計画書を作成していないため、**実務未経験**になります。

また、自分でサービス計画書の作成を行っていた経験がある方でも、3か月以上分の支援経過記録を含むケアプラン等の写し（モデルケースに基づく模擬ケアプランを含む）を提出できなかったために、**実務経験者対象の更新研修を受講できなかった場合も、実務未経験とみなします。**

※ 自分でサービス計画書を作成した経験がないにもかかわらず、実務経験者として受講申込みした場合、そもそも受講資格がないため受講は無効となり、介護支援専門員証の更新はできません。

Q 2 実務経験として算定できる期間はいつからですか？

A 2 現在お持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日の5年前から研修申込時点までの期間です。



Q 3 実務経験は継続した期間でなければいけませんか？

A 3 継続している必要はありません。各事業所での実務経験を合算してください。ただし、複数の事業所における実務経験が重複している場合、いずれか1つの事業所における実務経験のみを算定してください。

(例) 令和元年 6月1日～令和2年3月31日 A事業所で実務経験 10か月
令和2年 10月1日～令和3年3月31日 A事業所で実務経験 6か月
令和3年 1月1日～令和4年3月31日 B事業所で実務経験 12か月
⇒ (10か月+6か月+12か月) - 3か月=25か月(2年1か月)の実務経験
※令和3年1月1日～令和3年3月31日までの3か月は重複のため除く。

Q 4 地域包括支援センターに保健師や社会福祉士など、介護支援専門員ではない職名で配置された期間は算定できますか？

A 4 実態として、専任の介護支援専門員として介護予防サービス計画を作成していた場合は、職名に関わらず当該期間を算定できます。

Q 5 事例(継続した3か月分の支援経過記録等)を提出できない場合、どうしたらいいですか？

A 5 事例(継続した3か月分の支援経過記録等を含むケアプラン等の写し)を提出できない方は、更新研修(実務未経験者対象)を受講してください。ただし、研修申込時点で、お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が1日以上ある方で、かつ、現に介護支援専門員として実務に従事していない方につきましては、直近に従事していた事業所から継続した3か月分の支援経過記録等の写しを取得できるかについて、当該事業所の管理者等にご相談ください。どうしても取得できない場合、テキスト等の模擬事例(モデルケース)についてケアプランを作成のうえ提出いただいても構いません(どうしても取得できないからといって、他者が作成した支援経過記録等の写しを提出しないでください。他者が作成した支援経過記録等の写しを提出した方からの受講申込みは、受け付けできません)。この模擬事例(モデルケース)について、研修実施機関等からの指示や提示はありませんので、ご自身でテキスト等を選び、そこに記載されている模擬事例を参照のうえ設定してください。この場合、支援経過記録については、可能な限り、ご自身の介護支援専門員としての経験から想定した記録を作成いただくよう努めてください(支援経過記録の作成が困難である場合、研修実施機関にご相談ください)。更新研修(実務経験者対象)は事例の提出が必須ですので、事例が提出できない場合は受講できません。

なお、①実務未経験者対象の更新研修を受講すると、次回更新時に実務経験者として更新研修又は専門研修を受講する場合、専門研修課程Ⅰ及びⅡを受講しなければならないこと、②実務未経験者対象の更新研修は更新研修(実務経験者対象)よりも受講料及び受講時間において負担が大きい場合があることの2点にご注意ください。

!!付録!! 「こんなときは、受講できないことがあります！」

事例1 提出した担当事例やその他申込書類に、申込者本人以外の個人情報に記載されている。

対策 担当事例に登場する個人、団体等に関する個人情報（利用者の氏名、利用者の家族・親族氏名、担当者氏名、医療機関名称、サービス事業所名称、インフォーマルサービス機関名称 等）や添付書類に記載された個人情報（受講要件の確認等に必要のない個人氏名等）は、すべて記号化（例：利用者A氏、長男B氏、C医療機関 等）してください。

※個人情報保護への配慮は、介護支援専門員として実際にサービスを提供するに当たり必ず求められるものです。提出前に、個人情報がすべて記号化されているか必ず確認してください。

事例2 申込期限を過ぎてから申込がなされている。申込に手続き漏れがある。

対策 次のような場合は申込期限を過ぎてからの申込とみなされるため、申込を受け付けることができません。申込期限までに、手続き漏れのないよう申込をしてください。

- (例) ・郵送した申込書類が、申込期限の翌日に研修実施機関に配達された。
・インターネット申込は申込期限までに行ったが、申込書類の郵送をしなかった。
・申込期限に間に合わないと思い、FAX や持ち込みで申し込んだ。

事例3 他者が作成したものを事例として提出している。

対策 提出した事例が、次のように実際に自ら担当した事例ではない場合、申込を受け付けることができません。万が一、受講決定後、又は研修修了後に実際に自ら担当した事例ではないことが判明した場合、受講又は修了を取り消します。その結果、介護支援専門員証を更新できなくなったとしても、自己責任です。

- (例) ・提出した事例が、前任の介護支援専門員や過去に介護支援専門員更専門研修又は新研修を受講したことのある者等、他者が作成したものである。
・提出した事例が、前任の介護支援専門員等から引き継いだケアプラン等に基づいてケアマネジメント業務を行った事例であり、自らはケアプラン等を作成していない。